

平成26年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成26年3月26日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第2号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 本巢市名誉市民条例について
- 日程第5 議案第4号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 日程第6 議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 本巢市中野会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第19号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第16 議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算について
- 日程第17 議案第25号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第26号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第22 議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第31号 本巢市副市長の選任について
- 日程第24 議案第32号 本巢市固定資産評価員の選任について
- 日程第25 発議第1号 本巢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議第2号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について
- 日程第27 発議第3号 北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置について
- 日程第28 閉会中の継続審査申出書について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告

- 第3 議案第2号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第4 議案第3号 本巢市名誉市民条例について
- 第5 議案第4号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 第6 議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第6号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第7号 本巢市中野会館条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第8号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第11号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第12号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第18号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第19号 市道路線の廃止及び認定について
- 第16 議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算について
- 第17 議案第25号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 第18 議案第26号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19 議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 第20 議案第28号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第21 議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 第22 議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算について
- 第23 議案第31号 本巢市副市長の選任について
- 第24 議案第32号 本巢市固定資産評価員の選任について
- 第25 発議第1号 本巢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 発議第2号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について
- 第27 発議第3号 北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置について
- 追加日程第1 北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置の撤回について
- 第28 閉会中の継続審査申出書について

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂

11番 中村重光
13番 若原敏郎
15番 後藤壽太郎
17番 大西徳三郎

12番 村瀬明義
14番 瀬川治男
16番 上谷政明
18番 鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山本憲		

開議の宣告

○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 江崎達己君と3番 鏑本規之君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（若原敏郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、文教福祉委員会より報告させていただきます。

3月18日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、各所管部長、局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件8件、協議案件1件について慎重に審査、協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第6号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第25号 平成26年度本巣市国民健康保険特別会計予算について、議案第26号 平成26年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について、協議案件、議案第24号 平成26年度本巣市一般会計予算のうち、市民環境部及び根尾総合支所に属する予算についての協議を行いました。

議案第24号の協議では、委員からは、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金の継続期間について、使用済み小型家電等の再資源化について、電気製品等の無料回収所について等の質疑がありました。

続いて、健康福祉部関係の付託案件、議案第7号 本巣市中野会館条例の一部を改正する条例について、議案第8号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議

案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する予算についての協議を行いました。

議案第24号の協議では、本巢保育園及び本巢西保育園の跡地利用について、待機児童解消事業の待機児童数について、真桑保育園の今後と幼児園化について等の質疑がありました。

また、報告案件といたしまして、介護給付の見直しについて、各園ごとの保育士等の現状について、幼保一体化に伴う幼児園について、精華保育園の経過についての説明を受けました。

続いて、教育委員会関係の付託案件、議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算のうち教育委員会及び根尾総合支所に属する予算についての協議を行いました。

執行部から補足説明といたしまして、給食費の値上げについて、図書館の管理について、指導用デジタル教材整備事業及びライブ中継システムについて等の説明を受け、質疑を行いました。

また、教育委員会関係として、本巢市学校給食センターを視察し、センター内の衛生管理や地元食材の使用等について説明を受け、給食の試食を行いました。

最後に、請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願について審査をいたしました。

各委員からは、介護保険は、もとす広域連合で処理をしているが、広域連合議会や組織市町である本巢市以外の瑞穂市や北方町の議会では、この件に関連した動きがないこと。また、介護予防給付は広域連合の組織市町で同一水準であるべきであるとの意見や、制度存続のためには保険料の抑制も必要なことであるとの意見もあり、慎重な審査が必要であることから、継続審査とすることで意見の一致を見ました。よって、この請願については、委員会として閉会中の継続審査を要するものとして、会議規則第104条の規定に基づき、議長に対して閉会中継続審査申出書を提出いたしました。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

○議長（若原敏郎君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、産業建設委員会からの御報告を申し上げます。

3月19日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には、委員6名と議長が出席し、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件8件、協議案件1件について慎重に審査、協議を行いました。

初めに、産業建設部関係の付託案件、議案第11号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、議案第18号 指定管理者の指定について、議案第19号 市道路線の廃止及び認定について、協議案件、議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算のうち、産業建設部、林政部及

び根尾総合支所に属する予算についての審査、協議を行いました。

議案第24号の協議では、委員から、有害鳥獣等の駆除について、全国カキ研究大会について、漁業振興補助金について、防草ブロックの設置について、土木費の予算の総額について、商工会振興補助金について、観光協会補助金について等々の質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第12号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算について、議案第28号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算について、議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算について、協議案件、議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算のうち上下水道部に属する予算についての審査、協議を行いました。

議案第24号についての協議では、委員から、合併処理浄化槽について、水道工事等の建設部局との連携について、工事発注時期について、水道断水時の対応について等々の質疑及び要望がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（若原敏郎君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会から報告いたします。

3月20日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第2号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。その後、議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算のうち総務部、議会事務局、根尾総合支所に属する予算及び他の委員会に属さない予算について協議を行いました。

議案第24号について、委員からは、固定資産税のうち奥美濃発電所の償却資産税の額と償却期間について、文化財に対する固定資産税の減免について、市営バスデマンド方式のバスの大きさ及び山間地に限らず市全体の公共交通のことも含めて調査する考えはあるのかについて、樽見鉄道の駅舎トイレ改築後の維持管理について、自治会集会所用太陽光発電システム設置補助事業と集会所の耐震対策等について、マイナンバー制度と個人情報の保護について、防災士の資格取得と活動について等の質疑がありました。

続いて、企画部の付託案件、議案第3号 本巢市名誉市民条例について、議案第4号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について、議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行い、その後、議案第24号 平成26年度本巢

市一般会計予算のうち、企画部及び根尾総合支所に属する予算について協議を行いました。

議案第24号について、委員からは、合併10周年記念シンボル事業の内容、委託料、イベントコーディネーターへの謝礼等について、田舎暮らし体験事業の予算規模及び実施内容について、地域おこし協力隊の活動内容について、市の職員の増員内容について、旧長嶺小学校の今後の活用方法について、森林セラピー認定事業の内容について、第2次総合計画策定事業の市民ワークショップの進め方について、地域調整係への職員配置について等の質疑がありました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（若原敏郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第2号から日程第6 議案第5号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第3、議案第2号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第5号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第2号から議案第5号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

議案第2号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告いたします。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号 本巣市名誉市民条例について、審査の経過と結果について御報告します。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からの、条例の規定に名誉市民の対象として「スポーツ」という文言が入っていないことについての質問がありました。参考とした他市の条例にも「スポーツ」の文言はなく「文化」という表記のみであり、解釈としてスポーツは、条例中の文化の中に含まれている旨の回答があり、委員からは、文化の中にスポーツを含む解釈で選考するのであればよいが、今後、しかるべきときに「スポーツ」の文言を盛り込むべきではないかとの発言がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号 本巣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からの、特定の職員に対し、退職を積極的に勧めることにはならないかとの質問に対し、条

例の第2条第10項に職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならないと規定されており、早期退職を強制するものではない旨の回答がありました。また、この条例が高齢者雇用安定法に逆行することにならないかとの意見もありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（若原敏郎君）

それでは、議案第2号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第2号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第3号 本巣市名誉市民条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第3号 本巢市名誉市民条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第4号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本案につきましては、国のほうからの指示、あるいは指導によって今回制定されるものだというふうには思っておりますが、ただ、2つの点で疑問がございます、委員会においても反対をしたわけであります。

その第1番目は、昨年の3月に施行された改正高齢者雇用安定法、この高齢者雇用安定法というのは、60歳を過ぎても継続して雇用していく、働く場を提供していくということが趣旨であります。その原因になっているのが、年金の報酬比例部分が順次支給年齢が繰り上げられていくと。それにあわせて生活の安定ということも含めて、高齢者の雇用を安定させようという趣旨でつくられたものであります。それとまさに逆行する内容になっていくのではないかとということが第1点であります。

もう1点は、本人の意思を尊重するというふうには一応なっておりますけれども、これは運用次第では非常に危険といえますか、肩たたきになるおそれも多分に含んでいる、そういうおそれもあるというふうに私は判断いたしました。

その2点において、本案については反対をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対の討論を聞いておまして、言われることはわかりますけど、あくまでも退職する意思を有する職員ということでもありますので、肩たたきどうのこの前の問題で、意思を有するというでもありますので、本人の意思を尊重するというので、この条例がつけられるということでもありますので、そのことを思いまして、私は賛成をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第4号 本巣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第5号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第6号から日程第11 議案第10号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第7、議案第6号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第10号 本巣市織部の里もとす条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたしま

す。

議案第6号から議案第10号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、議案第6号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

執行部から、今回の改正は、被保険者の負担軽減を図るため平成26年度の税率を25年度の税率に据え置くものである旨の補足説明があり、本議案に関連して、国保の県単位の広域化についての説明を受けました。その後、質疑を行い、国保の基金残高の多さを根拠とした国保税引き下げの意見もあるが、国保広域化の際に、各市町村の基金は持ち寄ることになるのかとの質問に対して、執行部からは、これについては未定であり、基金持ち寄りに備えて基金残高を確保しようとしている市町村もあるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第7号 本巢市中野会館条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からの、中野会館の沿革についての質問に対し、執行部から、本来は隣保館であり地域改善事業に位置づけられた施設であるが、現在は名称を中野会館としており、館長は、これまで自治会の代表者や市役所の退職者が務めてきた旨の回答がございました。

また、中野会館は市の建物であるのかとの質問に対しては、建物も土地も市の所有であるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第8号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査いたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

これにつきましても審査をいたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査をいたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長（若原敏郎君）

議案第6号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第6号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号 本巢市中野会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 本巢市中野会館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第8号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第11号から日程第15 議案第19号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第12、議案第11号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第19号 市道路線の廃止及び認定についてまでを一括議題といたします。

議案第11号、議案第12号、議案第18号及び議案第19号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、御報告を申し上げます。

議案第11号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第12号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第18号 指定管理者の指定についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員から、4つの施設が一般財団法人もとす振興公社の管理となるが、収支も一本化されるのかについての質問に対して、部制をとるが、最終的に収支は一本になる旨の回答がありました。

役員の選出方法についての質問には、これまでの財団から選出された12名であるとの説明がありました。

次に、財団の統合についての質問には、4つの施設が都市との交流、地域資源の活用、観光振興などの活性化を図るためのものであり、効率的な運用が望ましいため、統合し、一括管理とした旨の御回答があり、一本化することにより、道の駅の旧町村別の販売物の受け入れ枠はなくなるのか

についての質問には、織部の里に関し、現在の本巢地域から市内全域からの受け入れに移行する方針であるが、現状では、販売面積が狭いこと等により市内全域からの受け入れは難しく、隣接地域等の一部を除いて、出荷者のニーズを踏まえた上で、今後検討していく旨の回答がありました。

また、要望として、1つ、役員の選出については、既存の財団等からだけではなく、新しい考え方を持った人材の選出が必要ではないか、1つ、キャンプパークでの農産物の販売等、新たなルールづくりも必要ではないか、1つ、役員数の削減が必要ではないか等々の発言がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第19号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からの、認定路線糸貫3095号線と国道157号線の交差点は封鎖するのかなどの質問に対しては、封鎖しないとの回答があり、7号線は用地買収により改良するのかなどの質問に対しては、変形道路を改良するため、用地買収により滑らかな道路に改良する旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（若原敏郎君）

議案第11号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本案の提案理由の中で、消費税の増税に伴うものだということで記されています。消費税の増税が4月1日からということで差し迫っておりますが、もともと社会保障の安定財源を確保するためと言いながらも、実際にはそうでない。弱者には厳しいけれども、富裕層や大企業には非常に甘い制度になっているという現実が日々あらわになっている中で、消費税を増税とした引き上げについては、今回の内容については直接市民の暮らしにかかわるものではないとしても、やはりこうしたやり方については適切でないというふうを考え、反対をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたけど、消費税のことについて、直接関係はないけど関連しているから反対ということでありました。

この消費税につきましては、4月1日から3%上がるわけですけど、社会保障に全額充てるといふふうにもなっておりますし、国民の多くからも今回の消費税引き上げについてはやむを得ないというか、認めるというふうに大体の世論調査でなってきたとおもいます。そのようなことから、消費税の増税につきましてはやむなしということと私は思っております。

よって、この条例について反対の討論がありましたけど、私は賛成をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第11号 本巣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第12号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正す

る条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第19号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。10時25分から再開しますので、自席へお戻りください。

午前10時06分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

日程第16 議案第24号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第16、議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それでは、5件ほどお尋ねをしたいと思います。

予算書を行ったり来たりするかもしれません、申しわけございませんが、最初は、予算書の65ページの中ほど、工事請負費、建物解体撤去工事費7,635万6,000円でございます、説明書は40ページになりますが、予定どおり撤去の予算を計上されておりますけれども、事業の実施の効果のところを読ませていただきますと、解体を行うことにより、他の施設への転用等により土地の有効活用を図ることができるといふふうに見通していらっしゃると思いますので、今お考えになっていることがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

それから2つ目でございますけれども、説明書の最後に、地域別の工事箇所一覧表をそれぞれいただいております、非常にわかりやすくありがたいと思うんですが、自治会の要望といえますか、たしかこの制度ができたのは平成16年だと思いますけれども、統一用紙によって、自治会から要望書、申請書を出されている。昨年でしたか、お聞きしましたら、まだ600件ぐらいが申請が上がっているというお話を聞きました。

私が今回お聞きしたいのは、図面の工事箇所全部で122件あるんですが、この中で、自治会の要望書を今回予算化、事業化されているのがどのぐらいあるかお聞きしたいんです。割合で結構でございますけれども、お聞きしたいと思います。

関連いたしまして予算書の90ページ、これも工事請負費でございますけれども、交通安全施設の工事費が7,300万ほど計上されております。この交通安全施設の工事につきましては、昨年ございましたか、道路の改善会議というものが組織化されて、市民の皆さん、あるいはそれぞれの要望に対して意見交換をしながら迅速に着手をしようというようなことで、設置をされたことに対しては、なかなか行政は横の連絡が苦手なところでございますけれども、そういう組織化をされて対応されているということをお聞きしました。これも非常に進んでいる一つの考え方というふうに思っているんですが、これも多分、PTAとか子ども会とか、あるいは自治会とか、組織から要望が出ているのではないかと思います。今回取り上げられている事業のうち、そういう団体からの申請をどのぐらい予算化されているか、これも割合で結構でございますけれども、お聞きをしたいと思

ます。

それから、今度は予算書の94ページでございますが、これも工事請負費で公園改修工事がございまして、これは大塚公園の改修工事でございますが、説明資料でいきますと88ページ、大塚古墳公園改修事業として事業内容を説明していただいております。ここの事業概要の中で、平成25年度にワークショップを開催され、さらに実施計画的なことまで話が進んでいるように説明を受けているわけでございますけれども、ワークショップを何回ぐらい、あるいは内容がどういうふうに移されて、ここに書いてございますように、改修工事の目標に向かっているかという段階的な内容も含めてお聞かせをいただきたいと思っております。

予算書の76ページの下段、負担金補助金、漁業振興補助金についてお聞きしたいと思います。たしか25年度の予算計上費は15万円ではなかったかと思うんですが、今回約8倍、9倍ぐらいの125万という計上がされています。この事業の申請の内容について、概略で結構ですけれども、お聞かせをいただきたいと思っております。

以上5点になりましたか、よろしく申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

1番目の質問に対して、健康福祉部長の林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、1点目の旧の本巢西保育園の園舎の解体ということでございますが、新年度予算の中では、解体の費用を計上させていただいております。その後の利用につきましては、今回解体して更地にするというところで、その後につきましては、過去に地域のほうからいろんな利用のための要望等もあるようでございます。今後につきましては、地域の方々と話し合いをよくしながら、どんな利用をしていくかというところを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（若原敏郎君）

2番目、3番目、4番目、5番目は、産業建設部長 大熊部長。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの地域別の工事箇所とか、自治会要望の申請書の関係でございますが、平成25年度におきます各自治会から建設課に依頼する道路整備や排水路整備などの要望や、簡易的な緊急対応工事、あるいは国や県に対する要望など、総数として250件の要望がございました。そのうち、市で緊急対応を行った工事が43件、国や県に対しましては28件の要望がございました。また、合併時から現在に至るまで、687件の要望事項が残っております。

平成26年度の工事といたしましては、通学路対策工事を含め97件の自治会からの要望工事を予定しておるところでございます。また、通学路改善対策事業といたしましては、今年度は平成24年度要望31件ございまして、24年度には既に9件を対応しておるところでございます。平成25年度要望56件ございまして、そのうち27件、1,862万7,000円の通学路対策工事を実施しております。また、平成26年度には、24年度からの要望も含めまして、歩道の設置2カ所、あるいは防護柵やカラー舗装9カ所、それから舗装復旧1カ所の12カ所、7,030万円を計上させていただいております。

ざいます。

続きまして、大塚公園でございますが、こちらにつきましては、昨年の11月から今年の1月の間に、宗慶の自治会の皆さん、それから岐阜高専の鶴田先生、それから生徒さんを交えて4回のワークショップを開催しております。1回目は現地の確認をしていただきまして、よい点、悪い点等の整理をしていただきました。2回目に、どんなぐあいになりたいかというような話し合いを行っております。3回目には計画案を考えるということで、皆さんで知恵を出し合っていて御意見をいただきました。4回目に、市として意見を整理いたしました上で、公園の完成イメージを地元の皆さんと共有したところでございます。

この4回のワークショップの内容につきましては、宗慶の自治会の皆様に、岐阜高専とも協力した中でかわら版をつくって、全世帯に内容の御案内をしておるところでございます。

それから、漁業振興補助金につきましては、根尾川筋漁業協同組合より、根尾川の荒廃が進んでおり、清流根尾川に復元するため、自生する樹木等の除去、また魚の生息に影響を与える砂利等の堆積物の除去を行うため500万円の予算を計上されているということで、市からの補助金を願う旨の要望がございましたので、事業費の一部を補助するため125万円を計上したものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

まず跡地の解体後の有効活用については、確かに地元の方やら、関連する方たちとお話や御要望が出ておりました。今おっしゃるように、今後も地元の人といいますか、地域の人といいますか、関連してきた多くの方たちの思い出の場所でもございますので、そういう御意見を聞きながら方向づけをしていただきたいと思います。要望でございますけれども、よろしくをお願いします。

それから、自治会からの要望についての各事業、あるいは安全対策の設置工事につきましては、687件という大きな数字になっていて、その中については、市の大きな計画とか工事とか、そういうものが関連したり、すぐできないことがあるかと思えますけれども、できればそういう内容について、2年、3年も回答ができないということじゃなくて、現状を把握しながら、何かの形で地元へ答えを出していただけると、まあまあそうかなとか、あるいはそうか、こういう大きな計画もあるのかとか、いろんなことを理解していただくことが非常に大事になってくると思うんですね。

特に地元の人の要望書申請というのは、日々の業務の中で、市民の皆さんが何か不安であったり、不便であったり、いろんなことを感じていらっしゃる、そういう第一線でございますので、いつも市長がおっしゃいます現場主義ということも含めて、市民の皆さんがどんなことを今望んでおられるのか、あるいはどういうことが安心・安全なのか、そういうことを含めて情報収集したり、行政との連絡を密にさせていただいて、着々と申請に向かって進んでいっていただきたいなと思っております。これも要望でございますので、次年度についても注目をしていきたいというふうに思っています。

す。

それから、大塚古墳の改修につきましては、そこにも書いてございますように、地域住民の意思を聞いて、さらに整備をすると。もちろんそうなんですけれども、今、最初にお聞きしましたように、25年度にワークショップを進めてきて、それから進めていくというふうに書いてございました。ワークショップの内容がどういふふうに本当に進んでいるのかというのをお聞きしましたら、何回も回を重ねながら、あるいは地域の人たちにもそのことに参加をしていただいて、そしてまとまったものをまたかわら版で示していくというふうに説明をいただいております、本当にこれがワークショップかなというふうに思っております。

ですから、さらにそういう積み重ねてこられたワークショップの内容をぜひ仕様書といいますか、設計図に向けて取り入れていただいて、来年度の中に3,000万円という工事費が上がっておりますけれども、そういうことをさらに尊重していただいて進めていっていただくように、強い要望とともに、その件について再度お聞きをしたいと思っております。

それから、漁業振興補助金につきましては、確かに自然の川、大きな河川でございますから、いろんなことが想定されます。しかしながら、私が思いますのは、事業の内容がもう少し具体的にあって、そして今回の8倍、9倍という補助金を計上された中身についてお聞きをしたいんですが、補助金の申請は市長に出されますので最終判断は市長ではないかと思うんですが、市長のお考えはどうですか、お聞きをしたいと思っておりますけど、お願いします。

○議長（若原敏郎君）

1点目の質問に、産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

まず本県地域の跡地の有効活用のお話も最初に出ておりましたので、この解体についてはやっていたくんですけれども、それ以降の跡地の活用についても、今後、地元の方の御意見等をお聞きしてまいりたいというふうには考えております。

それから、工事箇所の地元の要望に対する御返答という形なんですけれども、要望住民と市のほうでどれからやりましょうというようなお話を、自治会長さんともお話をさせていただく中で、回答をさせていただくのかなというふうに思っておりますし、順位を決めて、市のほうで一方的な回答をするというのはなかなか難しいかなと思っておりますので、自治会長さんともお話をさせていただき、御理解をいただけるような形をとっていけたらなというふうに今思っているところでございます。

それから、先ほどありました工事の関係ですと、ことしは97件と12件ということで、地元の要望箇所、7号線でありますとか、西部連絡道路の関係を除きますと、全てが自治会要望のものを対応させていただいております。

それから、先ほどの大塚公園につきましては、いろいろ御意見をいただいております、その御意見を集約した中で、安全でありますとか、防犯でありますとか、憩いでありますとか、地元の皆様の、たまたま大塚古墳がございますので、その古墳のよさもわかっていただけるというか、周知

できるような形で整備を計画していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若原敏郎君）

2点目の漁業組合に対する補助金は、市長からお願いします。

○市長（藤原 勉君）

それでは、漁場整備の補助金につきまして御説明申し上げます。

この事業は、既にずうっと制度化されているものでございまして、前から漁業組合が河川の中で漁場整備等をやるときに、4分の1を支援してほしいということで新たにつくらせていただいた補助制度でございます。今回500万ほどというのは、ここ近年この事業は執行されておりましたけれども、新年度、大幅に漁場整備をしたいということで要望が出てまいりましたので、漁業組合のほうで、4分の3を自分たちのほうの負担でやるということであれば、我々のほうも4分の1を予算化しましょうということで、今回計上させていただいたわけございまして、いずれにいたしましても、漁業組合のほうで500万の事業ができるか。最終的には補助金ですので、実績で支給でございますので、今回、計画を出してきたということで、今までの制度に乗っかって今回も予算のほうに計上させていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それぞれの工事については、御答弁いただいたとおり、よろしくお願ひしていきたいと思ひます。漁場の振興補助金につきましては、確かに整備費が増額したということでございますけれども、定期的というふうにおっしゃれば、15万円ですうっと定期的にできてこなかったのが上がってきたと。川というのは自然ですので、いろんなことが起きてくると思ひますので、その年によって水がたくさん出れば整備の幅が大きくなったり、量が大きいのは、私素人でも想像がつくんですけども、そういうことを計画的にやられてこられなかったという危惧を思ひわけですね。昨年、そんなに集中豪雨があったかというのと、そうでもなくて、たまたまこの辺は集中豪雨もなく、台風もやあやあという年でございましたので、そうではなくて、何か特別な事業があるのではないかというふうに思ひますけれども、御説明がなかなかいただけませんが、1つは、平成19年に補助金等の見直しをされてきました。平成19年から3年間でございましたか。補助金の見直しがされて、当時は本当に補助金の見直しというのは、ほとんどが減額でございましたので、市民の皆さんが長年活動してきた補助金が何で減ったのだらうという、大変な御意見やら不満もたくさんあったわけでございます。

そういうことで、何か知らないけれども、今まで多くの団体の補助金が削減されてきておる。そして、ここで一気に8倍、9倍となる補助金については、せっかく事業の新規、あるいは課題について、本当にわかりやすい資料をつくっていただいておりますので、私はそういう大きな補助金

がつくということは、やっぱり課題ではないかと思うんですね。ですから、こういう課題の中へもきちんと出してくださいれば、今回も質問しなくても済んだかもしれません。

いずれにしても、この補助金については、今後まだまだ申請があって、そして事業がなされて実績報告があると、そういう段階がまだございますので、その都度、またいろいろ教えていただきたいと思っておりますので、今後とも中身についての情報公開をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

太陽光について1点質問いたします。

この太陽光発電につきましては、以前より、自然エネルギーとして有効なエネルギーとして大変注目をされていたわけですが、東日本大震災における原発事故から、原発稼働がとまりまして、それにかわるエネルギーとして、国が買い取り価格を設定いたしまして行っている事業でございますが、この例を見てもみると、買い取り価格を最初に事業申請すれば、工事は後でもそれが認められるということで、全国で七百何件かの事業がまとまっているような状況を見ますと、ちょっと本来の目的からは違ったふうに太陽光の発電システムが行われるということを大変危惧しておりますが、その中で今回、自治会集会所太陽光発電システムが予算計上されました。

この事業の目的を読ませていただきますと、災害時の避難場所に指定している自治会集会所の非常電源を確保するため、また地球温暖化対策の一環としてということが書かれておりますが、これにつきまして、私は以前からこの太陽光事業については、本市で活用している場合、いろいろ問題になるということをお指摘させていただいておりますが、縦に長い本巢市は、なかなか条件が合うところと合わないところがありまして、同じ事業をやっていくのは難しいという問題があります。

そういう中で、今回、この事業が新規事業として掲載されたわけでありまして、2分の1の補助事業ということですが、まず1点は、今回180万の予算が計上してあります。そうしますと、自治会負担が180万ということになりまして、この件で申し上げますと、お金に余裕がある自治会はそれができて、そうでない自治会はできないということがまず1点。それと、先ほど申し上げました北部地域の日照時間が短いところ、まして雪が多いところでは、この太陽光システムに対しては無理ということがありまして、大変公平性の問題で問題があらうかと思っておりますし、避難場所の非常電源という観点で捉えますと、この事業をずうっとやっていくに従って、自治会によって避難場所に指定されているわけでありまして、差がつくわけですね。ある自治会では太陽光ができて、避難場所としての蓄電ができて、もしくは災害があったときにはきちんと電源が確保されているところができること。ましてや、先ほど申し上げましたように、できないところはできないといったこ

とで、同じ避難場所について格差が出てくると思いますが、この点、いかがお考えでしょうか。まず1点お伺いします。

○議長（若原敏郎君）

答弁を川村総務部長に求めます。

○総務部長（川村登志幸君）

今御質問いただきました。以前にも議員さん、住宅用の太陽光の折に、日照時間のことでいろいろ御質問されたということも記憶しております。

今回、私どもで計上させていただきましたのは、今お話しございましたように、避難場所としての集会所ですね。ここで、避難場所というものもございませし、もう1つは新エネルギーの活用ですね。これは、太陽光パネルを設置することによる環境に優しいという部分での、この2つをあわせたもの。住宅用のものにつきましては、環境、新エネルギーということですが、私ども今回は、新エネルギーと避難場所としての電力の確保ということでございます。

今、財源のある自治会と、そうでない自治会との格差、これは住宅のときと一緒にですが、雪のことですとか、日照時間とおっしゃいました。これをもって格差ということをおっしゃいました。私どもも、それは全然考えなかったわけじゃないですが、今後こういった制度を、まだ自治会のほうでは実質周知してございませんので、これから4月にも自治会長会が各地域で開催されますので、その折に新しい制度として周知して、2分の1は確かに御負担していただかならなんでしょうけれども、そういったところも御理解いただいて、周知していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

言われたように、新エネルギーの活用で、太陽光を市内全域に普及していくということについては、前々から私、新エネルギーの活用については提言しているところでありますので、何も問題ないと思いますが、今回は、避難場所に指定されている自治会に非常電源を確保するという目的でございます。そうなりますと、先ほど言ったようにできるところとできないところがあって、自治会の集会所ごとに非常電源が確保できるところとできないところが出てくるわけですね。そうしますと、できないところは仕方がないんで、そういう目的があるんなら、ほかの非常時の電源を確保できるような、そういったこともすり合わせていただきたいと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

これは、実は総務企画委員会でも御同様の御質問をいただきました。その折にも御回答させてい

いただきましたが、今回も新たな制度ということで、こういった制度があるよと。だから、集会所に太陽光パネル、それから蓄電池をすることによって、こういった補助を新しく市が設けたというところ。まず制度の入り口ということでこの制度を周知して、それから、議員さんおっしゃるような方法もあると思いますが、そういったものについては今後ということで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、幾つか質問をいたします。

まず、企画部の関係で、ワークショップに関してお伺いいたします。

第2次総合計画に関する事業概要の説明の中で、計画策定の体制づくり、ワークショップの開催というふうに記載されていますけれども、予算を見る限りでは、これは形式的に終わる懸念があるというふうに思わざるを得ません。このことは委員会でも申し上げましたけれども、委員会の後、先ほど高田議員の質問にもありましたように、大塚古墳公園の場合、このワークショップをどのように進めてきたのかということ、委員会の後にまた改めていろいろ知りましたので、そのこともありますので、今回、改めて質問するわけであります。

この大塚古墳公園をめぐるワークショップについては、本巢市としては前例のない、ある意味では画期的なやり方をされたいというふうに評価をしています。であれば、大塚古墳公園の場合に限らず、第2次総合計画を策定していく中のワークショップの開催という以上、こういったところにもそういったやり方、発想を取り入れていくべきではないか。それに必要な予算も今後計上していくべきではないかというふうに考えています。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

次は、健康福祉部で2点伺います。

1つは、説明資料の26ページに避難行動要支援者支援事業というのがございます。この中でちょっと気になったのは、関係機関との情報の共有を図るというふうにあります。この関係機関というのは一体どこを指すのか。そして、個人情報の保護との関係はどうなっていくのか、その点についての見解を伺いたいと思います。

もう1点は、保育士の問題であります。

全国的にも保育所の不足が言われています。市として実際にはなかなか予定どおり採用できないという現実があるということはたびたび聞いておりますけれども、この間、どのように採用に対して対応してきたのか。そして、その結果、どのような状況になっているのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

次に、産業建設部の関係で、1つは、道路新設改良費の中に狭小な道路の整備ということが言わ

れています。前にも質問をしたと思いますけれども、今の制度が、狭小な道路の整備を進めていく上でネックになっているとも考えられます。以前の質問に対しては、現状を確認しながら今後検討していくという旨の答弁がございました。こうした道路を整備していく上で、特に狭小な道路の整備については、今後いろんな矛盾や障害が生じてくるおそれがあります。それだけに、一刻も早く方向性を再検討すべき時期に来ているというふうに考えますが、その点についての考えをお伺いします。

次に、漁業振興補助金は高田議員からもございました。部長の答弁を聞き、また市長の答弁も聞いておまして、改めてお伺いしたいと思いましたが、先ほど500万円の計画をしたから、4分の1の補助金をという申請があったというふうに言われました。その500万円の事業を計画した具体的な中身というのは、先ほどの質疑応答の中ではなかなか出てきておりませんが、従来と違って、これだけの範囲でこれだけのことをやるから500万円かかると。それに対する補助金をお願いしたいというふうに来るのが普通だろうと思うんですけども、その辺がなかなかあらわれてこないというのは、その根拠となる具体的な事業計画はなく、500万円という事業を考えたから補助金をお願いしたいという形で補助金の申請があったのかどうなのか、市長にお伺いしたいと思います。

次に教育委員会ですが、就学援助費についてお伺いいたします。

4月からの消費税の増税をにらんで、ことしの1月10日に文部科学省のほうから各都道府県に、そして各都道府県から各市町村に、26年度の要保護児童生徒援助費補助金の予算額についてということで、国の予算単価が、まだ1月でするので予算が通っていないということがありまして案でありますけれども、25年度と26年度と比べて増額の単価が示されてきています。しかし、今回の予算の中にはその部分が含まれていないというふうに思いますが、今後の対応をお伺いします。

次に、小・中学校の太陽光発電施設の設置でありますけれども、これまではそれぞれの施設の改修にあわせて太陽光発電システムの整備を進めていくというふうに答弁をいただいておりますけれども、今回大規模改修なんかをやるわけでありますけれども、そういったところには、率先してつけていくというお考えがあるのか、今後の方向性をお伺いしたいと思います。

最後に、高木貞二博士の顕彰事業を今度取り組んでいただきます。これについては大いに喜んでるところでありますけれども、高木貞二といいますと、高等な数学の学者でありまして、特に有名なのが類体論ということでもありますけれども、我々素人にはとても理解できないような非常に難しい内容でありまして、本を読んでもほとんどわからないというのが現実であります。

そういった中で、せっかく郷土出身の偉人の、今でいえば恐らくノーベル賞をもらうだろうというような、それほどの人なんですけれども、その人のもっと人となりなり業績なりをわかりやすく知ってもらいたいということで、糸貫町の時代に漫画本を作成し、全戸に配付をいたしました。本巢市になってから、糸貫町という部分を今度本巢市というふうに改めて、「高木貞二物語」というのがつくられています。こういったものをもっと普及して、市民により多く郷土の偉人について知っていただく、そういう機会を提供していくことが必要ではないかというふうに考えており

ますけれども、その点についてのお考えをお伺いしたいということとあわせて、説明資料の中で、語り部ボランティアによる市民協働というふうになっておりますけれども、この点についてはどのように進めようと考えておられるのか、お伺いいたします。以上です。

○議長（若原敏郎君）

1 番目の質問に対して、企画部長 石川博紀君。

○企画部長（石川博紀君）

それでは、総合計画におけるワークショップの開催の方法という点でお答えさせていただきます。

第2次総合計画につきましては、平成26年度、27年度と2カ年で策定する予定をしております。26年度におきましては、市民アンケート調査を実施すると。それから、第1次総合計画の内容の検証をして、問題点等を探りながら、26年度では素案までを作成するという予定をしております。

その中で、ワークショップの開催につきましては、アンケート調査の結果、また第1次総合計画の検証した内容の問題点等を整理して、ワークショップを開催していきたいというふうに考えております。

御質問のワークショップの方法でございますけれども、一応計画では、各小学校単位ぐらいにワークショップを開けたらというような形で計画をしているわけでございますけれども、議員御提案のように、大塚古墳公園のワークショップということでございますと、市民の意見、またアイデアを計画に取り入れやすいというようなことで、今後考えていきたいというふうには思いますが、大塚古墳公園の場合は身近なテーマということもございまして、いろんな意見が出やすいということもあったかと思っておりますが、総合計画の場合は幅広いものですから、ある程度テーマを絞ってワークショップを開くといったようなことも考えながら、今後、内容についても検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

2 番目の質問に対して、健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問の中で、避難行動要支援者の支援事業ということで、目的の中に関係各機関との情報共有というところで、関係機関とはという御質問、それと個人情報との関係ということでございますので御説明をさせていただきますが、関係機関といいますのは、特に防災の関係でございますと、担当しております部署、特に市役所の中では総務課になるわけですけど、そのほかには、例えば消防署であったり、警察署であったり、また各自治会にあります自主防災組織、そういったもの。それとか民生委員さんであったりとか、社会福祉協議会等、そういったところがこの関係機関というふうに位置づけております。

また、特に対象となる方につきましては、住所とか氏名とか緊急連絡先、そういった支援に必要な個人情報を提供するということから、当然御本人さんの同意が必要ということになってきます。特に個人情報のことがございますので、そういった情報については取り扱いに十分配慮をして進めていきたいというものでございます。

それともう1点、保育士の関係でございます。

保育士の不足の現状でございますが、各園で、今担任が正職として不足をしているところがございまして、その不足しているところは臨時職員で対応させていただいておるわけでございますが、せめて担任は正職にしていきたいという思いから、毎年五、六名の新規採用をさせていただいておるところですが、直前になりまして、その中からまた二、三名の方がお断りをされて、キャンセルされるといったような傾向がここ数年、実際に続いておりまして、非常に私どもも4月間近になって、そういったことが大変悩みの種といたしますか、問題になっております。

いずれにしても、保育士の確保につきましては毎年このようなことが起こりますので、本当に効率のいい方法で採用ができるようなことを考えていかなければならないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（若原敏郎君）

3番目の質問に対して、産業建設部長 大熊部長。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の狭小道路の関係でございますが、集落内などの4メートル未満の狭小道路の改良につきましては、平成23年度より用地は寄附、補償物件については除却費用のみとなっております。それ以前までの要望路線、集落内の道路改良工事についてはおおむね済んでおることから、今時点では、集落内の道路改良の要望はほとんどないような状態となっております。

しかしながら、地元の自治会長さんの御意見では、寄附ということではなかなか道路改良の話も難しいため、見直してほしいという御意見も時々お聞きしているため、以前にも御回答はさせていただいておりますが、早急にその辺も詰めて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、市長さんに御質問ということで、漁協の振興補助金につきましては、今時点では、清流根尾川に復元するため、自生する樹木等の除去、また魚の生息に影響を与える砂利等の堆積物を除去するための予算ということで500万計上されておるところでございますが、通常の場合、新年度に補助金申請をしていただいて、その内容について市として精査させていただくというようなことで予算を計上させていただいておるものでございますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

市長は答弁されますか。

市長。

○市長（藤原 勉君）

漁場の整備の補助金でございますけど、これは先ほど高田議員にもお答え申し上げましたように、制度的にできておる補助制度でございますが、先ほど高田議員からお話しありましたような経常費の補助金というような補助制度の見直しでいろんな形で整備してまいりました。これは、臨時的経費で、その都度その都度、工事量に応じてふえたり減ったりするという性質の補助金でございませ

て、2年ほどやってなかったということでは、今回大幅に漁場のほうが要望されてきたということで、整備したいということで、今回500万円程度の事業を計画しているから、ぜひそういうことで予算のほうをお願いしたいと、こういうことで要望も出てきております。先ほど産業建設部長が申しあげましたように、具体的には補助申請が出てきますと、それぞれ箇所、量等々について精査をさせていただいて、この補助制度にしっかりと対応できるかどうかというものを見せていただいて、執行させていただくということでございます。

そもそも一番最初にできたときは、先ほど申しあげましたように、漁場を整備したい、特に砂利がたまって大変だというようなことで、河川の砂利をやりたい、それから川の中に入っている草木を取りたいということで、前の漁協の組合長さんからの強い要望がございまして、新しくつくられた制度でもございます。そして、1年執行されて、その後、組合長さんがお亡くなりになったこともございまして、漁場の整備が手がついていなかったというのが背景のようでもございました。

河川の中の砂利そのものは国・県の事業等でもやっておりますけれども、それぞれ川の中の漁場になるような小さい部分のところというのは県・国では整備をいたしませんので、河川を使っておれば漁協が、それぞれ自分のアユ、アマゴ等々も含めた魚の収穫を上げるために、そしてまた皆さん方に楽しんでいただけるように、そしてまた川に親しんでいただける方々に、いい環境で川で遊んでいただくというようなことを目的に漁場整備、それと河川の整備もあわせてやるということでございますので、目的そのものはしっかりしたい目的でやられていられるんじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど建設部長がお話し申しあげましたように、新年度の計画等につきましては精査をさせていただいて、執行させていただくということでございます。

○議長（若原敏郎君）

教育委員会関係の質問に対して、教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

○教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

3つほど御質問いただきましたけれども、1つ目の就学援助費でございますが、先ほど議員が申されたとおり、1月1日付で国のほうから県へ流れまして、県のほうからは1月15日に届いております。当然ながら予算編成時期は済んでおりまして、予算には反映をさせていただいておりません。今回は消費税が増税ということで、こういう通知が来たんですけれども、毎年この時期に多少の単価が変わります。それは毎年来ておりまして、それにあわせて改正をして支給をしております。

今回、この消費税分は入っておりませんが、対象人数にも増減がありまして、必ず補正をしなければならぬという状況になるかどうかはわかりませんが、不足したら補正をしたいと思っております。

それから2点目ですけれども、太陽光発電ということで御質問いただきました。予算説明資料のほうにも少し書いてあるんですけれども、今までは大規模改修等に合わせて実施をさせていただくというふうに考えておりましたけれども、なかなかそれでは進まないということで、今回、エアコンを設置させていただきましたので、その電力不足を補うためにも、社会貢献するためにも設置が

必要であるということで、下のほうに事業期間が書いてあります。26年度から28年ということで、設置条件を検討しながら、全ての学校に28年までに設置をしたいというふうに思っております。

それからもう1つ、高木貞治の件ですけれども、まず漫画本についてですが、来年度計画をしております顕彰事業についても当然PRが必要ですので、それとあわせてPRをしていきたいと考えております。

現在、この漫画本については、希望者に500円で提供をさせていただいておりますけれども、7月、8月の顕彰の期間中については、半額程度で販売をしたいと考えております。

それから、語り部ボランティアについての御質問をいただきましたけれども、これにつきましては、専門家の講師をお招きして、早くからボランティアの方を募集して、何回もの研修を行って、その顕彰のときに合わせたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1番目のワークショップにつきましては、先ほどの答弁で結構なので、実際に実のあるような形のワークショップ、文字どおりワークというのはお互いに意見を交換し合いながらお互いにつくり上げていくということでありますので、そういうものになるようにぜひ検討を進めてほしいと思います。

2つ目の避難行動要支援者支援事業につきましては、もちろん本人同意が大前提ということでございますけれども、例えば先ほど幾つか上げられた総務課とか自主防災組織とか、非常に身近なところについてはいいけれども、消防署とか警察とかはという場合もあり得ますね。だから、その辺を慎重に対応してほしいというふうに思います。

保育士の問題については、現状をお伺いしました。今後効果的な方法を考えていきたいということでございますので、市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、今聞いておりますと、五、六人採用しても二、三人がだめになるということで、半分近くが実際に採用することにしたけれども、採用できていないという実態があるわけですね。そういうことを考えてみたときに、採用計画を五、六人というか、それをもう少しふやして、結果的にも五、六人はちゃんと採用できるような採用計画をつくったらどうなんだろうということを思いますけれども、その点はどうなのか、お伺いしたいと思います。

あと1点は、漁業振興補助金については、私は、こういったいろんな事業をやることに対して補助金を出すことについて云々をするというつもりはありませんが、例えば今回、この説明資料でいいますと、60ページに柿とイチゴの消費拡大宣伝のために、樽見鉄道車両にラッピング広告を行うと。そのために幾らかかるというふうに、非常に具体的に内容が記されています。もちろん最後に補助金を支出するときに、さらなる最後の精査をして出すということには、これでもうなるわけですね、当然。今回の500万円の中身が、河川の自生する植物を云々ということは、今までも同じよ

うな理由で出てきたわけですね。それが今度大幅にふえた原因が、今までやってこなかったから、だからこれだけのことをやるからという具体的な中身がちっとも出てこないというのが不思議なわけです。とにかく漁協のほうで500万円の予算を組んだから補助金をくれというだけなのか、あるいはそれに添付して、今、柿、イチゴのことを申し上げたけれども、そういうような形で具体的な中身の話があって、それについて補助金を出そうということになったのか、その辺が非常に曖昧な状態だというのが私の懸念です。その辺が明確であれば、出すことについては依存はありませんが、どうなんでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

市長に答弁を求めます。

○市長（藤原 勉君）

まず保育士の採用について申し上げます。

保育士の採用は、議員から今お話しありましたような方法ではなかなか難しいということでございます。なぜかという、委員会でも御質問がございましてお答え申し上げたんですけれども、何せ本巢市の保育士の応募というのが10人もおりません。そういう中で、ことしも四、五名採用したわけですけれども、誰でもいいというわけにいきませんので、やっぱり市の職員でございまして、教養試験、それから面接、それから実技、作文、試験をしっかりとやったその中で優秀な者を採るという形になっておりますので、今回もその一定の基準に達する方がそれだけしかなくて、その後、面接、作文等々でまた絞り込まれたということでもございます。

やはり市の職員でございまして、ほかの職種と同じように、学力、人格等々も含めて適正な者を、しっかりした者を採っていかなきゃならないということでございますので、今お話のように、応募者が30人、40人というふうに、一般行政職のように5倍、6倍とか応募があれば、その中から精査するとか、もう少し多目に採っていかうということが出来ますけど、全て保育士の今現場というのはそうございまして、なかなか応募がない。

そしてその中で、ことしもそうですが、4名採りましたけれども、その後、採用が決まってから辞退する方、そしてその後、現職の職員が退職願を出してきて、採用が全部終わってしまってからやめるというようなことで、実質的には1名増にしか結局はならなかったということで、新しくは4名入ってくるんですけれども、結果的には退職等々で辞退された。結局、実質1名しかいないということでございます。

目標は何とか、クラス担任は正規の職員でやっていくという計画を持って採用してきておりますけれども、いかんせん、なかなか応募者が少なく、優秀な人材が採れないということでもございます。

新年度、ちょっと今考えておりますのは、どうしても採用年齢が35歳ですので、若い方しかなかなか受けられない。要するに、学力テスト等々がありますので、実際、現場の中で働いておられる方でも、35歳を過ぎた方々で、受験資格がない方でも、しっかりとされた方々がおられれば、新年度の検討材料にしているんですけれども、他の市町でも技術者等々を含めて社会人採用をやってお

りますけれども、そういった仕組みが保育士の中でもとれないだろうか。実際に現場で今働いておられる方々の中から、試験、面接、それから作文、実技等々をやらせていただいて、その中から優秀な人を1名、2名採用していくという仕組みを検討していかなきゃならないのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新規採用の職員の応募というのは大変少ない、そしてなかなか思った人数が採れない、市の職員として採用するときには、応募した人を全員採るというわけにもいきませんので、試験の結果、そういうふうになっているということでもございます。

採用では、4名、5名と目いっぱい採って、実際問題は、保育士の場合は競争率は2倍もありません。1.何倍ぐらいの競争率でやっていますので、ほかの市の職員から比べたら、はるかに受験すればほとんど受かるような形の試験みたいになっていますけれども、そんなわけにはいきませんので、採用のほうを絞ってやっているというのが実態でございます。

それから、漁場のほうは、先ほど申し上げましたように、今回、新規課題どうのこうの、これは予算説明資料、主に新規事業、そして課題でも大きな事業のものについて、制度変更とか、そういうのもあったときに課題というところで説明資料をつくらせていただいて、議会のほうに報告させていただいておりますけれども、漁場整備の事業は、先ほど申し上げましたようにもう既に制度としてありまして、何ら中身も変わっておるわけでもございません。今までも同じように漁場の整備ということで、砂利だとか川の中の草木、そういうものを伐採する。そういうことによって良好な漁場をつくるということで今までもやってきておりまして、今回もそういうものを数多く、今回多くの場所でそういうことをやりたいということでの要望でございますので、その要望に応じて予算計上させていただいたということでありまして、何ら補助制度が変わったとか、大きな課題がふえたとか、そういうものでもなくて、通常の助成制度の一環の予算の額ということで、最終的には出てきたものを精査させていただいて、事業としてあとは執行しているかどうかを決定していくということになるかと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

保育士の問題につきましては、採用の基準については、誰でもというわけにいかないというのは当然のことです。社会人採用枠ということも触れられましたが、いずれにしても、採用の枠をふやすことによって応募がふえるという部分もあり得ますので、いろんな手だてを考えながら、よりよい人が正職として働けるような取り組みを今後もいろんな形で強めていってほしいというふうに思っています。

最後ですので、もう一言だけ漁業振興補助金について申し上げるならば、もちろん通常の、今まで15万円出していた。それが事業規模が8倍から9倍にふえたと。だから、sonだけ出すだけだと言われますけれども、であれば、そのふえたことについて、じゃあ具体的にどれぐらいの面積を今

度やる、今までの15万円に対して、4分の1ですから60万円ですね。60万円の事業はこういう内容で、それに対する4分の1の補助をやったと。その範囲が今度は広がったと。事業の一つ一つの項目については変わらないと思うんで、その範囲が広がったということで、その広がった面積等については、具体的に申請されて組まれているのかどうかということをお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

市長、答弁を求めます。

○市長（藤原 勉君）

先ほどからお答えしておりますように、漁業組合のほうが500万円に届くだけの事業を面積的にも、それから箇所的にもやるということで要望が出てきておりますので、これは新年度になりまして補助金申請が出てきたときに、その内容を精査させていただいてやるということでございます。

何遍も申し上げますけど、制度的に何も変わっておるものでございませぬし、事業の量をふやしたいということで来ておるといふことで、具体的には、量のふえたものを、どの場所どの場所といふことは、申請の中で出てくるだろうと思っております。

今回、予算の決定前に個々の審査というのは、現在、枠でしか今お話をお聞きしておりませんので、新年度に当たりましてから、事業箇所、量等は精査していくと。

というのは、もともとこの事業は、一番最初につくったときも、場所を特定するんじゃなくて、事業量で制度的にも想定されてつくらせていただいたものでもございまして、その流れを今回もくんでおるといふことでございます。その中で、今回予算の編成をさせていただいたこととございまして、いずれにいたしましても、出てきた時点で適正執行をできるように精査をして、応援していきたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

1点お聞きします。

97ページの水防費45万2,000円という数字がありますけど、水防費が45万2,000円ということ、この数字を見て、正直言っているような思いがあるわけですけど、根尾川左岸の東に住んでおる者にとっては、根尾川が大洪水どうのこうのになってくると、我々の命綱というか、あの堤防は本当に貴重な堤防であります。

先ほどから議論がちょっとありますけど、国や県が堆積土砂を撤去、また雑木を撤去していただいておりますということで、河川がきれいになるということは大変ありがたいと私は思っております。

その反面、この水防費45万2,000円ということ、今、根尾川左岸の水防倉庫が浅木と石神にあると思うんですけど、とても貧弱な倉庫であり、中もそんなに大した資材というか、物が入っていないと思っておるわけでありまして、もっと水防というか、災害が終わった後に防災備蓄品整備事

業とか、いろいろあって、それが1,200万ぐらいお金がついておるわけですけど、水防にもっと力を入れていただく必要があるのではないかと。

今、浅木と石神と言いましたけど、例えば屋井の工業団地の西の堤防、今あそこは車が通りませんので、例えばああいうところにもっと立派な水防倉庫などをつくっていただいて、もっと水防に備える必要があるのではないかと、そのようなことも思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

まず、26年度予算計上させていただいております水防費の45万2,000円ですが、これにつきましては、活動そのものは市の消防団が、水害の際、水防団にかわって活動を行うということですので、ここで上げさせていただいておりますのは、例えば土のう袋ですとか、防災倉庫にありますボートのエンジンですとか、こういったものの燃料、そういったものを主に上げさせていただいております。

それと、防災倉庫につきましては、石神と浅木、これは合併前のときの根尾川左岸水防事務組合のときの水防倉庫はこのまま残っております。ここの草刈りもこちらのほうで対応はしております。

議員の御提案ありました水防倉庫をもうちょっと立派なものにということですが、今、水防倉庫がございますのは建設省の敷地内ですので、そこでということは難しいという話は聞いておりますが、今御提案ありましたように、近くでもし適当な場所があれば、また今後建設省との話は進めていくことも可能だというふうには思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ぜひとも水防にもっと力を入れていただきたいなど、このように思っております。そんなことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

2点ほどお伺いをいたします。

1点は、観光協会の補助金についてと、もう1点は、消防団に対する全般的なことでございますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、観光協会の補助金についてなんですけれども、870万ばかり計上されております。過去の経緯を見ますと、25年度はまだ正式には決定しておりませんが、決算が済んでおりませ

るので、約900万強と。24年度は880万近くというふうで、23年度になって760万と少しずつ上がってはきておるんですけども、観光協会の会員数は順番順番と減ってきている。人数が減ることによって補助金がふえていくという反比例的な予算になっておりますので、そのことも含めてお聞きをいたします。

事業内容については、10分の10の補助金という形でなされている事業が全事業の約95%以上に当たるかと思っております。本巢市の中においては、観光課というものがあまして、その中でやれる事業が大半ではないかというふうに思っております。

観光協会の事業内容から見ると、印刷物の事業といいますか、パンフレットをつくったり云々という経費が約70%近く、人件費を除いた70%以上がそのようなものに使われているのではないかなというふうに思われます。そういうものにおいては、もともとは本巢市の中の観光課というところがやっていた事業だというふうに思っております。それを、観光協会ができたことによって、そちらのほうに移行したということなんですけれども、市が行う場合においては、印刷物云々にしても、随契があるにしても、いろんな形で入札という監視の目の中で行われている。けれども、観光協会においては、入札とか、そういうものがなくて、観光協会そのものが直接印刷会社との契約をしていくということになると、印刷物が安くできるならいいと思うんですけども、非常に高くなる可能性も含んでおります。

そういうような形の中で、質問をするわけなんですけれども、市から出されている補助金の半数以上が人件費に使われております。そういう市がもともとやっていたものを、委託することによって仕事をふやして、そして人件費に充てるというような、私に言わせれば無駄な経費ではないかなという思いが非常にしております。

本来、観光協会というのは、印刷物を刷ること等々が目的ではないような気がしております。もともと地域の人たち、観光で利益を得る人たちが出資をして、そして地域の観光というものに対するサービスを行う。観光客がふえるようにするために行う事業が観光協会だというふうに思っております。

今やられている事業の中にも、素晴らしい観光客を引き寄せる事業も事実行われております。インターネット等を見ると、非常に素晴らしい改善がなされて、一生懸命やっておられるなというところもありますから、全部を否定するわけじゃないんですけども、今回、予算の中で計上された870万の中に、観光協会が行う事業として行われている経費の10分の10の負担というものに対しての説明がもしできましたら、お願いをしたいと思っております。

その次に、消防団のことについてお伺いをいたします。

今、本巢市の旧糸貫町の中で、消防団の団則ということで、消防団員に対して、何らかの形で支援をしていかなければいけないんじゃないかというようなことで、自治会でそのようなことが諮られまして、1軒につき300円ずつの負担をお願いしたいというようなことが自治会の中で決定されたようであります。

国のほうにおいても、消防団が非常に減ってきている。その消防団の働きというのは、万が一地

域のところにあったときに、地域の事情、またその内容を精査しておる団員が速やかに行動することによって、被害をすごく小さくすることができるであろうという思いから、国のほうも力を入れている制度なんですけれども、国のほうにおいても、やはり消防団が少ないということで、いろいろな対策、施策を打ち出しております。消防庁のほうにおいては、消防団員において何らかの形で報酬というものを出してはどうかというような形の答申もなされているはずなんです。

そういうことも踏まえまして、今回、いろいろな形で消防団員に対しての補助金等が出ておりますけれども、私の思いとしては少ないのではないかという思いがしております。

また、糸貫においては300円ということですが、真正のほうにおいては、聞いてみると5倍も10倍も高いような負担をしておるように思っております。こういう市民が負担するものが、地域によって多い少ないがあってはいけないのじゃないのかなということも含めて、消防団に対する思い、また費用弁償等においては、過去において2,800円の費用弁償がついていたかと思っておりますけれども、それが何らかの事情で2,000円に削減をされた。そのときに、消防団員の方たちが私のところに来て、そういうようなことをするならば、消防としての協力は一切しないと。クーデターを起こすような勢いで私のところに苦情を言ってきた団員もおられます。そういうような中において2,800円が2,000円になって、今の現状の中において、そういう制度の中において、消防団員の不足というものになっているのではないかなということも私の中にはあります。

ですので、今回の予算の中に消防団員のそういう過去の経緯と、今の状況を含んだ中で満足な予算がつけられていないのではないかなという思いから質問をいたします。

○議長（若原敏郎君）

1 番目の答弁を産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の観光協会のことにつきましては、本巢市の商工観光係の職員が、現在3名で対応しておりますところでございまして、3名の事務の内訳といたしましては、商工関係の事業、あるいは市の観光施設の維持管理、それから観光イベント及び観光の調査等にかかわっておりますのでございます。

それから、観光協会の事業といたしましては、御存じのように、観光ガイドブック、あるいはマップ、それから鏝本議員さんにも御協力いただいておりますホームページの更新等、それからフォトコンテスト、あるいは観光委員会の事業、他の観光協会との連携によるPR事業、それから各種のイベント等に係りますPR活動というのを観光協会のほうにお願いしておりますのでございます。

先ほどおっしゃいました予算につきましては、870万円の内訳として450万ほどが人件費となっております。残りの420万円については、事業として今年度上げておりますのが、観光パンフレット、あるいは協賛費、観光物産展の参加、それから写真コンテスト、あるいはボランティア観光ガイドの育成、あるいは役職員の視察もございまして、ホームページの維持管理費、それから根尾方面観光歓迎看板を設置する、あるいはいろんなイベントに参加する経費というようなことで予算を今年度上げておるところでございます。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

2番目の質問に対して、総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

消防団員の報酬等についてのお尋ねでございます。

消防団員につきましては、これは全国的な話でございますが、確保に向けてどの地域も苦慮しているというところでございます。私どもも、毎年11月、12月の自治会長会で翌年度退職される団員の補充という形で、新しい団員の募集を、自治会長さんを通じてお願いしているところでございます。

それで、まず消防団員に対する報酬でございますが、これは御承知のように、1節の報酬で消防団員の報酬ということで、団長から団員までそれぞれ決めさせていただいてお支払いさせていただいております。また、費用弁償につきましても、先ほど2,800円から2,000円に下がったということでございますが、火災ですとか風水害、それから警戒時の出動、それから訓練時の出動ということで、現在は2,000円をお支払いさせていただいております。

それで、先ほど議員さん、ちょっとお触れになりました真正地域とか糸貫地域とか、これはお話しございましたように、自治会長会の中で糸貫地域ですと、昨年4月からどうもいろいろ検討に入られて、2月の自治会長会が終わった後に、自治会長さん方で御結論を出されて、1世帯300円ということをお願いするというふうに決まったというふうに話は私も伺っております。

そうした中で、団員の確保に向けてということでございますので、現在、市としましては、協力事業所ですとか、サポート事業所、こういった制度も取り入れております。

それと、これは昨年12月ですが、法律が1つできまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布されて、そういった中で、装備品ですとか服装、こういったものについてもリニューアルというんですか、服装なんか、今まで紺の形態のものを明るい色のものに変えなさいとか、それから装備品につきましても、こんな時代ですのでAEDを備えなさいとか、いろんな指導もいただいております。そうした中で、消防団員の処遇の改善ということもうたっております。13条でございますけれども、ここの中では、地方交付税の交付税単価を基準にいろいろお示しはされております。

そうした中で、先ほども御説明しました私どもの報酬、費用弁償につきましては、県下的に見ましても特別、表に出しても恥ずかしい金額ではございませんが、こういった新しい法律もできましたので、今後、近隣の市町の状況も見ながら、改正できるものについてはまた見直していきたいというふうに思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

市の観光協会の補助金について今説明をいただきましたけれども、現実においては、出資という形で市のほうも補助金が出、大半の事業が補助金で行われている。本来、こういう観光協会という

のは、自己資金の中で物事が行われていくというのが他市の例だと思っております。

本巢市は少し異常かなというような思いがしているわけですね。10分の10の補助金がどのぐらいですかということをお尋ねしたんですけれども、今説明のあったものが全て10分の10の補助金で行われているというふうに解釈してもよろしいかと思っておりますけれども、そういう中で、一つ一つを精査していくと少し時間がかかりますけれども、当然事業ですから事業費が出て、そしてその中で補助金額はどのくらいというとかで簡単にぼんぼんとやっていきますけれども、24年度においては、補助金額と事業費とが20万しか変わらないんですね。ということは、自己資金でやるお金というのは20万しか出ていないと。こういう協会というのは非常に珍しいのではないかなという思いがしております。

私も、たまたま漁業組合の組合長として、この席に出席するようになりまして、非常に小言を言うようになりましてけれども、それが功を奏したのかの可否は別として、25年度は事業費が約1,350万以上行われている。補助金は約900万円ぐらい行われたかと。そうすると、その差が約400万ばかり、単独の事業、経費を使っているというふうで、少しずつ改善はされてきているかなという思いはしておりますけれども、いかんせん観光協会そのものの活動としては、まだまだ不足をしているような思いがしております。

今回のことにおいては、納得のできる補助金の金額ではありませんけれども、内容においても納得ができるわけではありませんけれども、今後の運用においては、いろいろと観光協会としてやるべきことがたくさんあるかと思っております。その中に3名の人件費等で補助金の半数以上が使われているとするなら、もっと有効な人を使う方法で運用していくように、補助金を出している以上、指導をお願いしたいと思っております。また、観光協会の会長が副市長でありますので、これからの指導を大いに期待しております。

次に、消防団に関してでございますけれども、費用弁償等2,800円が2,000円に下がった等、いろんな問題がある。確かに地域の中で負担金を出すと。糸貫においては、1軒に対して補助金を出そうということで、消防団員に対する理解が非常に高まってきていると。これに関しては非常にいいことだなとは思っております。そういうことも含めて、市として何らかの形で消防団員においてできる範囲内改善をしていって、地域の安全と安心のために活躍していただけるような施策を練っていただきたいと思っております。要望しておきます。答弁は結構でございます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

大塚公園のことでお尋ねを申し上げます。

随分お話の中で煮詰められたお話になってきておると思いますが、今回これだけの工事費を掲げられて、説明の中にもありましたように、地域と行政と岐阜高専と3者で話を何回となく煮詰めて

きて、それから実施に渡りたいというような説明でありましたが、御存じのように、ここは包蔵地の指定を受けております。林政部長、当時は課長であられたと思いますが、当時、市長が埋蔵文化財保護法違反で職員から訴えられたというような経緯がありますが、そういった横との関係が大事だと思います。そういうことのないように、職員から市長が訴えられるなんてことは二度とあってはならないというのが私の思いであります、どうぞそこらあたりの話を聞かせてください。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

おっしゃることは十分わかっておるつもりでございますので、包蔵地につきましては、事前に担当部局と調整をいたしまして、試掘というような方法と、それから計画の提示もさせていただいて調整してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

林政部長にちょっと伺いたいんですが、山全般の問題、特に間伐等を含めてでございます。この3月の補正予算で、森林組合補助50万、これは指導補助という形で、事業がなかったということで減額されましたね。新年度になりまして、まだまだ山をいろいろ手入れもしていけないといけないというような状況の中で、この事業補助の制度をなくしたのか、たまたまなかったから上げなかった。また、来年度も事業を予定していないという形の中で、前年度でいえば50万が今年度計上されなかったのか、どうですか。

○議長（若原敏郎君）

答弁を林政部長 洞口義明君。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

ただいまの質問でございますが、この件につきましては、森林組合のほうから申請がなされなかったということで、指導事業がなかったということではないです。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

指導事業がなかったということで減額をされたんですね。今年度もないよということで、新年度になっても事業がないということ。

○議長（若原敏郎君）

林政部長 洞口義明君。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

指導事業がなかったということではなくて、森林組合から申請されなかったというのが事実でございます。また、申請等々出てくれば、またそのように対処はしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

制度そのものは残っているという形の中で、森林組合が新年度になって、そうした補助を利用して活動をすれば出しますよということですね。

○議長（若原敏郎君）

林政部長 洞口義明君。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

新年度予算につきましては、一応森林組合のほうに確認をしまして、26年度事業の申請はありますかというようなことも聞きましたが、要望はしないというようなことで聞いておりますので、ひとまずはそういうふうで予算計上していないんですが、もしそういうような形であれば、また対応のほうもしていきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3回目の質問がさっき終わりましたんですが、よろしいですか。

あと1回だけ許します、特別に。

○10番（道下和茂君）

要するに、森林組合そのものの考え方なんです。要するに、市が50%近く出資して、山の事業をどんどん森林組合にやっていただきたいということで発足しておると思うんですね、森林組合そのものが。だから、山の手入れをどんどんやっていかななくてはならない中で、指導補助で私は出しておると思うんですね。森林組合が事業体であるのであればそれも言えますけど、予算書を見ますと、事業体向けの補助金はどんどんあるわけです。だけど、森林組合そのものが、山林所有者の指導をやっていくということが目的だと思うんです。そうであれば、こういう補助を使って、もう少しいろんなことをやってくださいよというのが行政の務めでもあろうかと思うんですね。

だから、森林組合に、単なるありますかありませんかといえば、面倒くさい事業はやらないと思うんです。だけど、それをやりながら、林業の経営とか、また間伐をこうしてやるんですよとか、いろんな指導をする目的で多分50万というのが出ておったと思うんですね。だから、ないからやりませんよじゃなしに、やってもらわな困るというような発想を持って取り組んでいただきたいと思います。以上。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

予算の概要書の16ページ、ふるさと“もとす”応援寄付金事業ということで、この件につきましては、一般質問でふるさと納税制度ということで質問させていただきました。それに伴う改革の一端だと思います。これは大変結構なんですけど、先日、私、本巢市のホームページ、ホームページを見るのは僕も苦手なんですけれども、このふるさと納税寄附金のことを見ました。その事業経過の中で、24年、25年の寄附者の一覧がありました。それを見ると、何十人、何件というのが出ておりました。本巢市に対するファンをつくるためには、そういった人数の表示はかえって逆効果になると思うんです。たった5人か、たった10人しか寄附しておらんのかというようなふうにも見られます。だから、その人数やなんかは載せないほうがかえっていいんじゃないですか。多くの方に御寄附をいただき、ありがとうございますぐらいのことでやめておかないと、たった10件か、たった20人かねというふうになっちゃう。だから、ホームページのあり方を改良していただくと、もっと効果が上がるんじゃないかと思います。

それと、特典があるのかないのかはっきりわかりません。せっかく特典をつくっているなら、本巢市の特典はこうですよというふうに、すぐ一般の人がわかるようなホームページに改善されればもっと効果的になるかなというふうで、私は質問でもありません。提言です。こうしたらどうですかと、せっかくこういうふうならどうですかということをお願いしたいので、よろしくお願ひします。

こうしたらどうですかという提言だけですので、お聞きいただいて、改良していただければと思います。

○議長（若原敏郎君）

要望とします。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

暫時休憩をします。

午後0時06分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、討論を行います。

昨年末、安倍内閣は、国民多数の反対を無視して秘密保護法を強行採決しました。これは、戦前の軍機保護法というのをほうふつさせるものであります。さらに、憲法や集団的自衛権、あるいはTPP、原発、こういったことがどんどん推し進められようとしています。また、4月からは消費税の増税と、国民の暮らしのあらゆる分野に不穏な足音が迫ってきています。

今回の予算を見ましても、その影響があらわれています。例えば社会保障・税番号制度関連の予算、また消費税増税に伴う給食費の値上げなど、こういった影響があらわれてきています。そんな状況のもとで、今地方自治体の役割やあり方が改めて問われていると言えるのではないのでしょうか。

さて、今回の予算案には、確かに市民にとって重要な内容が含まれていることは事実でありますけれども、個々の予算の問題だけではなく、市の姿勢がどうなのかという問題についても考えなければなりません。昨年の当初予算に対する討論の中で、私は幾つかの例を挙げながら、進め方に重大な問題があると指摘し、今後の取り組みを注視していくと述べました。

言うまでもなく、市民協働を進めるということは、計画段階から市民との協働作業という手法を講じることであります。しかし、残念ながら、昨年したことと同様のことが繰り返されていると思わざるを得ない問題があります。

それは、根尾の保育の問題であります。市の方針決定後に市民の意見を聞き方針を変更する。このように、市民の声に配慮をするということは結構ではあります。それならば、なぜ方針決定前にそうした手順を踏まなかったのか。結局、長嶺と同じことを繰り返していると思えません。

もう1つ例を挙げるならば、地域調整課の問題であります。昨年、知らぬ間に課を係に縮小し、今度また調整課として復活させる、まさに朝令暮改と言わざるを得ません。きちんと内部で練り上げた施策とは到底考えられません。

また今回の予算には、先ほど指摘をしましたように、漁業振興費の補助金、市長は何回か答弁されましたけれども、私たちが知りたいのは、その8倍にも9倍にもふえたその原因、その具体的な内容は何なのかということでありまして、そのことについては結局曖昧なままで終わっています。こういうやり方が許されていけば、財政原則さえ踏みにじられていくことになりかねません。こうしたことが繰り返されれば、市民の不信、職員の不信を招くことにもなりかねません。

個々の事業には賛成すべき事業も多くありますが、以上、述べた姿勢の問題に非常に大きな欠陥があるというふうに考えざるを得ません。よって、本予算に反対するものであります。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、賛成討論いたします。

今回の当初予算153億であります、税収が順番に少なくなっている中、平時と同じ153億という予算を組んでいただいたと。大変ありがたく思っておりますし、また3月の補正においても、たくさんの方からの補助をいただきながら組んでいただいたということを本当にありがたく思っております。

また、そんな中で、153億の中身であります、将来に向かっての建設費も組んでありますし、そして社会保障の問題等々の中にも、老人福祉、そして障害者福祉等々にも本当にお金をかけていただいています。そして、教育の面に関しましても、環境整備のハードのお金もたくさん組んでいただいておりますが、またソフトの面で、市単独の先生を雇用していただき、6,000万強というお金を使っただいております。将来の本巢市を担う子どもたちのために、そうして提供していただいているということは大変ありがたく思っておりますので、この153億に対し賛成するものであります。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

今回の予算においては、大半の予算が、本巢の市長として、また選挙等で公約したこと等々、いろんなことが組まれて、非常にいい予算だなというふうに思っております。

また、先ほども議論になっております根尾川漁業組合に対する予算についても、これは許可認定は県であり、国でありますので、県のほうの許可がおりてからでなければ事業報告ができない中において、県、また国の制度をよく理解した上で予算を認めてありますので、非常によからうかとは思っておりますけれども、観光協会のことにおきましては、10%、要するに10分の10の補助金を出す、こういうやり方においては余り感心ができないという思いをしております。です、建設、また福祉等々、いろいろなことが組まれております。非常に評価をしますけれども、この点について賛同ができませんので、反対といたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

反対討論がありましたので、私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

今年度の予算につきましては、市長が冒頭の所信表明で述べられましたきめ細かな施策の実行ということで、例を挙げますと、市営デマンドバス方式の調査・研究事業など、金額は少量でございますが、将来につながるような本当にきめ細やかな施策が随所に盛り込まれている予算と評価をしております。

本巢市も、合併して10周年を迎えました。新たな11年目のスタート、私は賛成して気持ちよくスタートを切りたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。1時半から再開をいたします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

日程第17 議案第25号及び日程第18 議案第26号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第17、議案第25号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計予算について及び日程第18、議案第26号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第25号及び議案第26号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、付託されておりました議案第25号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

委員からの、歳入の他会計繰入金是一般会計繰入金であるが、国保の基金の状況に応じて調整をしているのかとの質問に対して、執行部からは、一般会計からの繰入金であるが、そのうち保険基

盤安定繰入金は、国からの補助金が一般会計へ入り、その額を国保会計へ繰り入れるものである。また、財政安定化支援事業繰入金は県からの繰入金であり、交付税で補填されるものである等の説明があり、いずれも一定のルールに基づき繰り入れている旨の説明を受けました。

これにつきましては、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第26号 平成26年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

委員からの、国保は県単位で広域化する動きがあるが、後期高齢者医療と国保が一本化することになるのかとの質問に対しては、執行部より、その動きはないとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告します。

○議長（若原敏郎君）

議案第25号 平成26年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第25号 平成26年度本巣市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号 平成26年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

後期高齢者医療特別会計につきましては、昨年、このような討論をいたしました。岐阜県の後期高齢者医療の保険料は、1人当たり平均で2,188円、4%上げられましたと。これは昨年のお話でありまして、この上がった分については、今回は2月の後期高齢者の議会において、所得割、均等割、また限度額の引き上げがそれぞれ行われました。その数字については、先日報告があったとおりであります。家族や社会のため、長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにする制度だと言いますけれども、実際は改定のたびに保険料がどんどん上がっていくということが今回も続いています。

ところが、広域議会においては、こうした負担増に対して、これまで何ら議論がないと。これまでは。ただ、今回についていえば、我が党の議員が1人入っておりまして、大いに発言をしたわけでありまして、そのほかからの発言もなく、引き上げがすんなりと認められていくというのが実態であります。この制度そのものの欠陥ではないかというふうに思います。

岐阜市長が連合長になり、そして議員のほとんどが市町村長という中で、お互いにいろいろ批判し合うということは現実的には難しい、そういうあり方そのものが問題だろうというふうにも思っております。

そういうことをいろいろ考えてみたときに、この制度そのものに大きな欠陥がある制度だということを改めて認識しているところであります。そうした意味において、この後期高齢者医療については、昨年と基本的に同じような趣旨でもって反対せざるを得ないというふうに考えております。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

去年のことも今出されまして、そのときに私も賛成をしたというふうに覚えております。

いずれにいたしましても、後期高齢者の制度につきましては、不備があるとかどうの、そのことよりも、今まではそれぞれ市町村で国保からやってきておったわけですから、後期高齢者は取り出して県一本ということで、分母を大きくして、それぞれ県内の75歳以上の人たちの平等というか、同じ保険料で同じ治療が受けられるという、そういう大きな目標というか、それがあろうと思います。欠陥があると言われるんですけど、それは根本的には見解の違いということかと思っております。

いずれにいたしましても、そのようなことを踏まえまして、私は賛成をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第26号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 議案第27号から日程第22 議案第30号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第19、議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから日程第22、議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第27号から議案第30号までについては、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、御報告申し上げます。

議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部から、補足説明の後、質疑を行いました。委員から、水道管を埋設する際に舗装したばかりの道路を掘り起こすことがある。建設部局と連絡を密にして、無駄のない工事をするよう心がけてほしいとの要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第28号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部から、補足説明の後、質疑を行いました。委員から、加入率及び加入啓発についての質問に対しては、平成25年度現在、接続率64%であり、加入啓発については管理組合を通じたチラシ等により行っている旨の御回答がありました。

次に、電気料金削減を目的としたソーラーパネル設置についての提案には、処理場のみではなく、各地に点在したマンホールポンプ等でも電気を使用しており、それぞれにソーラーパネルを設置した場合に大きな経費が必要となるとの御回答がありました。

また、組合員による、処理場内に流れ込むごみであるし渣の取り除き作業の負担軽減についての要望に対して、現在は業者委託により処理している旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（若原敏郎君）

議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第28号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第28号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算については、原案

のとおり可決することに決定しました。

日程第23 議案第31号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第23、議案第31号 本巣市副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第31号 本巣市副市長の選任についてでございます。

平成26年3月31日をもって退職し、岐阜県職員に復帰する青木一也氏の後任といたしまして石川博紀氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

石川博紀氏は昭和30年生まれの59歳で、本巣市根尾水鳥在住でございます。

主な経歴といたしましては、昭和53年に愛知大学を卒業後、昭和54年に根尾村役場に就職し、総務課、農林課、企画課などに従事し、合併後は総合企画課主幹、総務課主幹、秘書広報課長、企画部次長などを経て、現在は企画部長を務めております。

石川博紀氏は、これまでの経験を生かして、私が取り組んでおります「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」の実現のための推進役及び取りまとめ役として期待に応えてくれるものと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、副市長の選任ということで追加提案をされたわけなんですけれども、1つ、市長にお伺いをいたします。

今までは、県職員の方たちを副市長として行ってきましたけれども、今回、初めてと思われる事案でありますけれども、今までの県からの出向という形の副市長のやり方を改めて、今回、市の職員を副市長にという報告でございますけれども、心境の変化等がありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げます。

特に心境の変化というようなものはございません。今までもそうでしたけれども、私の補佐役ということで、私の相談役、そしてまた市政の推進役ということで、適任の人を選んできてやってきておりました、そういうことで今まで副市長というのをやっていただきました。

と申しますと、最初に市長に就任いたしましたときに、まだ市の中の行政がなかなかわからない部分もございまして、私がおりました県のほうから、私の補佐役ということでお願いをしてまいりました。

その後、2代続けてやってまいりましたけれども、市も職員の人材がしっかりと育ってまいっておりますし、県職員から来る人に負けないぐらいの技量を持った方々が本巢市の職員の中にもおられるということでもございまして、今回、市の職員に副市長をやっていただいて、私の補佐役ということでお願いしたいということでございます。

いずれにいたしましても、県から派遣、そしてまた市の職員からの就任というのも、いずれも適材適所、いわゆる適任であるかどうかということを判断した上で、今回提案をさせていただいたのもでございます。

そういったことで、今回提案させていただきました石川博紀氏は、前の2人の副市長に負けず劣らずのしっかりとした職員であるということで、ぜひお願い申し上げたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私も市会議員になりまして3期目になるわけでございますけれども、副市長においては、初めて県の職員以外の方からということで、大いに賛同するものであります。

私も議員として、それなりの活動の中において、県、また国等に陳情等行っております。本巢の中においても、当然県の職員の方たちを採用するということは、県に対するパイプが非常に強かったらと思うております。ですが、県の職員として、技監という名目で市のほうにも出向という形で来ておられる中において、今回、改めて県の職員でない方を副市長とすることにおいては、大いに賛同するものであります。

もう1つの原因としては、市長も県のほうにおいて太いパイプがあろうかということで非常に安心はしておることでございますけれども、これからも民間、もしくは市の職員等の優秀な人を副市長として大いに採用してもらって、今までの市長の動きを見てみますと、どうも副市長がやるべきことを市長がやっておられたような気がしてしょうがないわけです。職員とのパイプ、また疎通云々というものは副市長がすべきものであって、市のことをよく知っている、また職員との人間関係等をよく知っておる人、また議員とのパイプ役も含めるような形で、よく知っておられる方を採用してもらえたと思うて、本日の提案においては非常に喜んでおる次第でございます。以上。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 本巢市副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第24、議案第32号 本巢市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第32号 本巢市固定資産評価員の選任についてでございます。

平成26年3月31日をもって辞任する青木一也氏の後任として、先ほど御承認いただきました石川博紀氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第32号 本巢市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第25、発議第1号 本巢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

それでは、発議第1号について説明をいたします。

本巢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第112条及び本巢市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。本日、平成26年3月26日提出であります。提出者は、私、大西徳三郎であります。賛成者として、安藤議員、道下議員、上谷議員、船渡議員、黒田議員、以上5名の賛成者でもって提出をするものであります。

改正趣旨として、政務活動費を充てることができる経費の範囲を変更するため、この条例を定めるものであります。

改正内容としまして、第1条の改正、第1条中の「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第8条の改正、第8条第1項の中「広報費」の次に「広聴費、要請・陳情活動費」を加える。

また、別表第1及び別表第2の改正であります。それぞれの別表に「広聴費」及び「要請・陳情活動費」の項を加える。また、会議費の内容を改めるというものであります。

適用関係では、施行期日として、平成26年4月1日であります。以上であります。

○議長（若原敏郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

提出者の提案理由ということ伺いましたけれども、政務調査費という前の名目が活動費という形が変わってきたということなんですけれども、世相においては、第2の議員報酬ではないかと、結構新聞等で指摘をされております。本巢市においては、指摘されるほどの金額をいただいておらないということもありますけれども、市民の皆様からいただいた大切なお金ですので、有効に使っていただきたいというふうには思っておりますけれども、政務活動費の中に、陳情等ということで、いろんな形で使える幅を広げられたように聞こえますけれども、目的としてはどのような形でそのようなものを広げなければいけなかったのか。今までの内容で何か問題はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

はい。

○17番（大西徳三郎君）

今まで政務調査費のときにおきましては、要請・陳情活動費というのは認めてなかったわけでありまして。これが、全国市長会において、政務調査費が政務活動費に変わった過程におきまして、中身的に要請・陳情活動費も加えるという項目も来ました。また、うちの本巢市議会の中でも、陳情活動を政務活動費に入れてはどうかという御意見もありまして、それからずっと長く皆様方に御意見をお聞きしながら、また議会運営委員会でもそれぞれ調査、また研究して、この条例を出すに至りました。

それで、先ほどお話しありましたけど、本巢市の議員さんの政務調査費が政務活動費に変わりましたが、それぞれ適切に中身を十分認識されて使用されておると確信しております。そのようなことから、中身的には少し変わるわけですけど、それぞれ皆さんが襟を正してしっかりした使用の仕方をされておると確信をしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

政務調査費の使用の中において、陳情にも使えるようにということですが、さきの政権をとってあった民主党時代においては、国会においての陳情等は受け付けませんよというようなことで、陳情活動そのものがないようなシステムの中がありました。私も東京等へたくさん行きますけれども、民主党時代においても、結構陳情等を行っている団体はあったわけなんですけど、当然市、または県の職員、また市会議員、県会議員も結構陳情に行っておったと思いますけれども、民主党時代と比べると非常に少なくなった。そして、今、自民党が天下をとっている、政権をとっているときにおいては、非常に陳情の活動が多くなったと。私も2代の政権のかわりかわりに行っておりましたけれども、受け付けの順番等でも非常に待ち時間があるぐらい陳情が多くなっており

ます。

なぜ陳情が多くなったかという、議員は、地方の声、市民の声を国・県に伝える、それが大きな仕事の一つでもあるかと思っております。そういうためには、大いに陳情活動を行っていただきたいという思いは非常にしております。そういうことの中において、陳情の経費等々が使われることにおいては何ら問題がなかろうかというふうに思っておりますので、改正には大いに賛成をしたいと思っております。以上。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第1号 本巣市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第26、発議第2号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者に説明を求めます。

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

それでは、発議第2号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）について、地方自治法第112条及び会議規則第13条に基づき、規定の賛成者のもと提出をさせていただきます。

それでは、提案説明を行います。

2013年11月23日、中国政府は、突如、東シナ海上空における防空識別圏の設定を発表し、同日午

前10時から施行するとしました。

防空識別圏というのは、その名称のとおり、防空上の必要から、自国の領域に接近してくる他国機を識別して、それに対する緊急発進などの措置をとるかどうかを判断するために設定する空域のことです。普通は、自国の領域よりもさらに広範囲の空域を設定して、他国の飛行隊がこの空域に入ってきた場合、直ちにその機種などを識別、自国の領域を侵犯する可能性があるかどうか、自国の防衛上の脅威となる飛行隊であるかどうかを判断して相応の措置をとる、それがすなわち防空識別圏設定の意味です。

重要なポイントの一つは、この「識別」という2文字にあります。つまり、識別圏というのは、あくまでも他国機に対する識別のために設定したものであって、他国機の航空の自由を制限するものではない。航空識別圏が領空ではないから、ある国が自国の識別圏として設定した区域は、他国の飛行機が自由に進入し、通過することができるのであります。

以上は、普通でいう防空識別圏の性格であり、もし中国が単にこのような意味での防空識別圏を設定したのであれば、それは特に何の問題もありません。多くの国々が既にやっていることをやり始めただけのことであります。

しかし、今回の問題は、中国が設定した防空識別圏は、全く異質なものであるということでもあります。

まず1つ、配付した資料を見ていただくとわかるよう、中国が設定したこの識別圏には尖閣諸島上空の日本の領空も含まれています。他国の領空を自国の防空識別圏に入れてしまうというようなことは、まさに前代未聞の乱暴なやり方であり、日本にとっては当然断固として拒否すべきものがあります。

実は、それよりもさらに大きな問題となっているのは、中国の設定した防空識別圏は、中国領空に接近する飛行機だけでなく、空域を飛行する航空機全般を対象とするものだということでもあります。しかも、中国は、設定区域を航空する航空機に飛行計画の事前届け出を求め、識別に協力しない。または指示を拒否した航空機に対しては、中国軍が防護的緊急措置を行うと警告しています。中国は、自分たちが設定した識別圏を事実上の領空にしてしまい、この空域における他国機の航空の自由を奪おうとしているのであります。あたかも公共道路に隣接する1軒の家が、公共道路までを自分の家の一部に設定し、道路を歩く全ての人々に、俺の許可をもらえと命じたかのような荒唐無稽な話であります。

つまり、中国の狙うところは、普通の防空識別圏の設定ではなく、特異な防空識別圏の設定による事実上の領空拡大なのであり、それこそが問題の本質なのであります。

自国の領空を広げて、東シナ海上空における航空の自由を全ての国々から奪おうとする、この覇権主義的暴挙は、一番の当事者である日本はもとより、アジア地域の秩序維持に多大な関心を持つアメリカも許すわけにはいきません。実際、中国の設定した航空識別圏には、戦闘機訓練のために日本政府が在日米軍に提供している沖縄北部訓練区域の一部が含まれているため、中国の要求どおりなら、米軍機の日常的飛行訓練も一々中国に通告して許可をもらわなければならないため、当然

アメリカが受け入れられるものではなく、間髪を入れず反対の立場を表明したところであります。

よって、この決議案の結びにあるよう、本市議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を中国側が即時撤回することを強く要求するとともに、同盟国であるアメリカを初め、自由民主主義、基本的人権法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国、地域を含む国際社会及び国連を初めとする国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で、必要なあらゆる措置を講じることを政府に強く求めるよう決議するものであります。

以上、本案に対しての提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、御賢察の上、御賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の決議の内容については、大筋では合意はいたします。けれども、3点ちょっと疑問がありますので、申し上げます。

まず第1点は、こうした外交上の問題について決議をするということについて、地方議会にそぐわないのではないかという意見がございます。例えば、ちょっと古いですから自治省ですけども、意見書の内容いかんによっては、それが国の外交政策に関連し、外国との交渉に影響を及ぼすこともあるので、慎重に取り扱うべきであるという通知が当時の自治省から出されています。

また、こうした外交上の問題に対する意見書の提出が適当かどうかについては疑問があるというような見解も多く出されています。そういうことについては、どのように考えておられるのかというのが第1点。

2つ目は、見出しは防空識別圏となっています。これは私の認識不足かもしれませんが、本文では、東シナ海防空識別区、当該区域をということで、二重の言葉が使われておりますけれども、この識別区というのは、その違いというのはどのあたりにあるのか。私、いろいろ見ている、識別区という表現は見た記憶がないのでお聞きするわけではありますが、それが第2点。

第3点は、昨年12月6日、12月7日、それぞれ衆議院本会議、参議院本会議で、中国による防空識別圏設定に抗議し、撤回を求める決議というのが全会一致で採択されています。全会一致で採択されるに当たっては、各党のいろんな議論があって、一致点でやったというふうに思うんですね。

今回出された決議との一番の違いは何かというと、一番最後の部分で、必要なあらゆる措置を講じること。国会の決議では、あらゆるというのは、恐らく自民党さんのほうはそれを提案されたいと思うんですね。でも、最終的にはいろんな議論の中で「あらゆる」という言葉は削除されているんですね。必要な措置をとるべく全力を傾注すべきだと。あらゆる措置というと、どのように

考えておられるかわかりませんが、まさにあらゆるということは全て含むわけですから、武力行使も当然含むというふうに解釈されるのが常識ですね。だから、そういったことにならない、そういう形で物事の解決をすべきだということで、国会では全会一致を見たというふうに理解しておりますが、そのあたりについてはどのように考えておられるか、3点です。

○議長（若原敏郎君）

2点目をもう1回、済みません。

○18番（鵜飼静雄君）

2点目に、本文の最初に、昨年11月23日、中国政府は、東シナ海防空識別区を設定しと書いていますね。私は、こういう識別区という表現を見た記憶がないので、ちょっとお伺いしているんです、どういうものなのか。表題は、先ほどから言っている防空識別圏となっていますね。全部これを防空識別圏というふうに表現されていけば、それはそれで結構なんですけれども、違う表現をされているので、私の認識不足かもしれませんが、どういうことなのかをお伺いしたわけです。

○議長（若原敏郎君）

はい。

○4番（黒田芳弘君）

まず1点目ですね。外交上の問題について、こういったことを地方議会が扱うのはどうかということでございますが、これにつきましては、確かに意見書として政府に出すのはいかがなことかと思いますが、今回の場合は、あくまでも本巢市議会が中国のことに対してどうするかという意思確認といえますか、市議会としてはこれに反対という意味でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目につきましては、東シナ海の防空識別区と、表題にある防空識別圏ということですが、私なりに理解しますと、防空識別圏というのは、どこの国が国際上のルールに基づいてやっているものがそうだと思いますが、今回のことについては、資料に地図がついていますかね。これを見てみましても、他国との防空識別圏を乗り越えてやっているというような意味で捉えております。

3点目につきましては、あらゆる措置という文言がいかがなものかということですが、これにつきましては、思いといいますか、深い思いはありませんが、こういった中国の行動に対して、やはりこういうことを絶対認めないようにしたいというような思いで、今、国会の話も出されましたが、全てのことにそういうことをするというような特別な意味は特には持っておりません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1番目の問題については、決議ですので、本巢市議会としてこう決議するで終わればいいんですけども、政府に求める内容ですから、そういう意味では、決議と言いながらも、ここで決定すれ

ば、それは政府に対して送付すべき内容だろうと思うんですね。ここで勝手に決議しましたよということだけじゃなくて。

そういうことを考えてみたときに、意見書と同じような発想を持つべきではないかなという気がいたします。

それと2つ目に、この資料を事前にいただいていますね。これを見ても、全部識別圏なんですね。だから、区という言い方が、全く間違いなければそれはそれでいいんですけども、私は記憶がないので、こういう表現が。もし間違っているのであれば、是正してやったほうがいいんじゃないかということですね。

3つ目は、先ほども申し上げました。提出者が武力も含めて何とかせよというふうには思っておられないとは思いますが、ただ、国際的な今の慣行から考えてみれば、あらゆる措置といえ、そういった部分も含まれるのは現実ですね。だから、今それをやれというふうには言わないにしても、そういう表現になっているということは事実なので、できればそこは「あらゆる」だけでも取ってもらえると、私としては賛成しやすいなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○4番（黒田芳弘君）

冒頭に申しましたように、意見書としてほかのところへ申し出るつもりは僕はございませんので、あくまでも本巢市議会として意思統一を図りたいというような意味でありますので、何とぞ御理解をよろしくお願いします。

○18番（鵜飼静雄君）

2点目は。

○4番（黒田芳弘君）

先ほど申し上げたように、僕はそういう意味で捉えておるんですが……。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

そういうふうには捉えられて、これが正確であればそれでいいんです。でも、自信はありますか。だから、僕は何回も言うけれども、こういう表現を見た記憶がないので、正確であれば結構ですけど、もし万が一間違っているということがあれば、これは是正されてほしいんじゃないかということをお願いしておるんですが。

○4番（黒田芳弘君）

今、確認資料とかが何もございませんので、確認をさせていただきますが、もし不適切な引用であれば訂正をさせていただきたいと思いますが、それでいかがでしょうか。そういうことでお願いします。もし不適切であれば、当然訂正はさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

このままで行くということですね。訂正するんですか。

○4番（黒田芳弘君）

だから、今、資料とか、調べるものが何もないので、これが適正な言葉遣いなのかどうかということは調べようがないので、後で調べて、もし東シナ海云々というのが不適切な引用であるならば、そこは訂正させていただきますということしかしようがないと思います。

○議長（若原敏郎君）

暫時休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

質問に対して、提出者に説明を求めます。

○4番（黒田芳弘君）

大変時間をいただきまして、済みませんでした。

先ほどの「東シナ海防空識別区」という言葉でございますが、これは外務省のホームページで使われておる呼び名を引用したということで御理解をいただきたいと思います。

それと、この文章の中の最後の「あらゆる」というところではありますが、先ほど申し上げましたように、意見書としてではなく、本巢市議会としての決議ということでありますので、文章については申しわけありませんが、このままでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本案については、今のままで賛成するわけにはいきません。かといって、反対をするほどのこと

でもないという意味で棄権したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（若原敏郎君）

それでは、表決を棄権する方は退場してください。

[18番 鵜飼静雄君 退場]

18番 鵜飼静雄君が退場しました。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第2号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

鵜飼静雄君の入場を許可します。

[18番 鵜飼静雄君 入場]

18番 鵜飼静雄君が入場しました。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

日程第27 発議第3号（上程・説明・質疑）

○議長（若原敏郎君）

日程第27、発議第3号 北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置についてを議題といたします。
発議第3号について、提出者に説明を求めます。

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、議長のお許しをいただきまして、発議第3号 北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置についてということで、本巣市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案するものであります。

提案理由の説明を朗読し、提案理由とさせていただきますと思います。

北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置について、別紙のとおり発案する。平成26年3月26日提出。提出者、本巣市議会議員 後藤壽太郎。賛成者、本巣市議会議員 道下和茂、賛成者、本巣市議会議員 臼井悦子、賛成者、本巣市議会議員 黒田芳弘、本巣市議会議長 若原敏郎様。

提案理由といたしましては、本巣市北部地域（根尾地域、外山地域。以下「北部地域」という。）は、過疎化、少子・高齢化の進展、耕作放棄地の増大、鳥獣被害の多発などにより、集落機能が衰退する中、地域資源を活用する取り組み及び集落機能の活性化対策を総合的に調査・研究するため、北部地域過疎・振興対策特別委員会を設置しようとするものでありまして、本巣市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案するものであります。

内容といたしましては、1. 本議会に北部地域過疎・振興対策特別委員会を設置し、委員定数を

6人とする。

2. 議会は、北部地域過疎・振興対策特別委員会に対し、次の対策に関し、必要な事項の調査を付託する。

- (1) 地域資源及び恵まれた自然環境を利用した産業振興対策。
- (2) 北部地域への移住・定住対策。
- (3) 鳥獣被害防止対策。
- (4) 地域の伝統文化の継承及び文化財保護対策。
- (5) その他。

3. 北部地域過疎・振興対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査・研究を行うものであります。

先日、一般質問の中で市長の答弁がございましたように、市になりましてこの10年、北部地域においては少子化・高齢化が進み、本当に人口が減少しております。また、南部においては本当に人口が増加する中、この10年において五百何十名という人口増加になっておりますが、北部のほうは大変であります。

そんな中で、市長も言われましたように、これからの10年、少子・高齢化は顕著に進むということでもあります。そんな中で、今年度の予算においても、地域振興対策、いろいろやっていただきまして、まちづくり委員会の設置や、そして複式学級等々による市単の先生をふやしていただいたり、道路を拡張していただいたり、行政としていろいろの対策をとっていただいておりますが、市民協働の中で、我々市民と行政の間に立つ議員として、みんなで力を合わせ、この対策に、また政策に協力していこうという気持ちでつくりました。

どうか皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして、この発議が通りますよう、よろしく御協力のほどお願いをいたします。以上です。

○議長（若原敏郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

こういう活動、委員会の設置については大いに賛同するわけでございますけれども、当然市長もいろいろな形で過疎対策等々をやっております。今回の予算においても、議員言われるとおり、多くの予算がつぎ込まれております。そういう中において、また議員は議員として、今からではなく、議員となった時点において、こういう問題において常々検討、努力をしておるはずだと私は思っております。議員活動の一端として私もいろんなことをやってきたつもりであります。

そういう中において、今回こういう特別な委員会を設置せよという御提案でございますけれども、この委員会の設置をしなければいけない理由が、今の説明の中では少しわかりづらいというところ

があります。

というのは、市会議員としては、市民の負託を受けて、そして市民の声を聞いて、その声を行政に届け、また市民の声を形にするように努力するのが市会議員の役目だと思っております。

ですから、委員会をつくってもつくらなくても、今、議員が言われる提案理由は、本来議員としてやるべき行為ではないかなという思いが非常に強いわけです。ですので、どうしてあえてこの委員会の設置を求めるのかということと、もう1点、理由の中において、北部ということが書かれておりますけれども、本巢市は、南北に確かに長い地域であります。また、住まわれている市民の方たちの環境も相当に違う。きょうの質疑の中でも、北と南では日照時間等も相当違うであろうというような発言もありました。

そういう中において、北部ということについての対策も非常に必要かというふうに思いますけれども、同じような諸問題は南部にもあるわけなんです。また、ここに書かれている病虫害とか、物こそ違え、同じ悩みを持っている。また、農地の放棄においても、同じような思いを持っておられる市民の方はたくさんおられると思います。ですので、どうしてあえてこの設置を求めるのかということと、できますれば、北部という名称を外してもらって、本巢市全体の中の過疎、当然優先順位もあろうかと思っておりますので、委員会名の頭だけを変えてもらって、あとの目的云々というものは、さほど変える必要はなかろうかと思っております。

この中にあるように、北部地域（根尾）というところを外してもらえれば何ら問題はなかろうかというふうに思っておりますので、提案者の御意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

まず1点目の、議員としての活動、今までもしてきたんじゃないか、あえてという話であります。議員として、当然南部・北部関係なく、それぞれの地域、そして本巢市全体のことを考えてやったきたわけではありますが、先ほども申しましたように、北部においてはこの10年、少子・高齢化が進み、空き家も進む中で、やはり北部の人間一体となって、また南部の人にも力をかしていただいて、本巢市議会全体としてこの問題に取り組んでいく必要があるんじゃないかということで、あえて提案をさせていただきました。

それから2点目の問題であります、「北部」を取ったらどうだということを言われました。当然南部の中にも、団地化されたところは、少子化、また高齢化が進み、人口はその地域においては少なくなっているというふうなこともあります。また、北部の本巢地域の南端ではあります。山の近くには、イノシシ、鹿等々も出てきて本当に大変だというふうな話も聞いております。

ここには、北部という名前は書いてありますが、本巢市全体の益のために一生懸命皆さんで力を合わせてやっていきたいなということを思っております。

それで、先ほども申しましたように、行政においてはいろいろ施策をやっていただいておりますので、今、これから始めようとしております270号線の徳山・根尾線等々、地域の人、また本巢市

内の人と力を合わせながら、これを何とか進めていきたいというふうなこととか、そして樽見鉄道、赤、赤と言っておるばかりではなく、やはり我々住んでおる、どうしても必要な人間が何とかこれを生かして今後ずっと残していけるように、そういうことも皆さんと一緒に考えていきたいなということをお願いします。

それから、先ほど太陽光の問題で、北部のほうは日照時間が少ないがないというふうな話がありました。北部のほうは、川の流れ、そして山等々、そういうものを利用しながら、水力発電等々も今後考えていく必要もあるんじゃないかと。これからつくった中で、いろいろ皆さんと力を合わせて考えていきたいということをお願いしますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

説明の中に、どうして今つくらなければいけないかという理由がよくわからなかったんですけども、逆に言うと、つくるのが遅かったんじゃないかというような思いすらしております。

私も北部の活性化について、いろんなことでどうしたらいいかなという提案はしてきました。またこれからもこうあるべきであろうなということで、水力発電の事業等々、これは県が50%、国が50%出してくれる。大規模なものではなくても、小規模でも。

ただし、本巢市の場合においては、本当に小さい豆電気が1つともるぐらいの事業しかやっておりますけれども、他市においては、200ワット、300ワットというか、そこそこ大きな、金額にしてみたら1億円前後の規模の水力発電等をこの岐阜県の中でもやっておられる。また、愛知県の中においては、もっと多い800という大きな発電をする施設をつくって、こういうことも地域の活性化に必要であろうという思いはしております。そういうものをしていくためには、当然議員一人一人が結束をして、県、また国のほうに陳情等も必要だろうと思っております。

先ほどの政務調査費も含めて、陳情等も活動の中の一端として、皆さん同意の中で認められた中において、そういう活動をしていくのは大いに結構だろうと思っております。

けれども、水力発電一つとっても、北部という肩書がつく。当然水力を利用する場合、水利権というものは、南部の人にも有しているわけなんです。要らぬ誤解を招かないためにも、北部という肩書を除いて、そして広く全般の中で優先順位を、それぞれの選ばれた人たちが審議の中で北部のことを徹底的にやるなり、それが済んでから南部のことをやるなり等々で考えていただければ結構ですけれども、一応市民から負託を受けた、また北部のほうから負託を受けた議員としては、そこに北部という肩書がつくことにおいて市民からの説明を求められたときに、非常に答弁がしづらい思いがあります。おまへたちは、南部のことをどう思っておるんだと言われると、非常に辛い思いがします。何ら内容において詮索するわけではありませんけれども、提案者にひとつお願いとして、北部というものを取っていただければ、全面的に協力をさせていただけるなという思いをしておりますので、配慮のほどをよろしく願いをいたします。

○15番（後藤壽太郎君）

いろいろな御意見を拜聴しまして、本当にありがとうございます。

そういう人にぜひ委員に入ってもらって協力してもらいたいなということを思うわけですが、いま一つ、北部というのを本巢市全体として考えるなら、これを抜いて、過疎振興対策ということでいったらどうやというふうな御意見をいただきました。

提出者は私になっておりますが、賛成者の方もお見えになりますので、ちょっと時間をいただいて、そこら辺のことが可能かどうかというのをしたいと思うんですが、議長、どうですか。

○議長（若原敏郎君）

暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、後藤壽太郎君ほか3人から提出された北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置について、先ほど撤回したい旨の申し出がありました。

この際、北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置の撤回について

○議長（若原敏郎君）

追加日程第1、北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置の撤回についてを議題といたします。

後藤壽太郎君より、北部地域過疎・振興対策特別委員会の設置の撤回の理由の説明を求めます。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、北部地域過疎・振興対策特別委員会設置の撤回についての理由を述べさせていただきます。

ただいま賛同者、そしていろんな人の御意見を聞いた中で、本来、議員提案というものは、私は全会一致がベターだなということを思っておりますが、内容を十分審議するのに不備だというふうなことで、今回、時期尚早ということで撤回をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

お諮りします。ただいま議題となっております北部地域過疎・振興対策特別委員会設置の撤回については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、北部地域過疎・振興対策特別委員会設置の撤回については、承認することに決定しました。

日程第28 閉会中の継続審査申出書について

○議長（若原敏郎君）

日程第28、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

文教福祉委員長から、請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願について、閉会中に審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回本巣市議会定例会を閉会いたします。23日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午後3時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員